

共済だより

2016

1・2月号

No.288



contents

- 新年のごあいさつ.....2
- 今年度末退職予定の皆さんへ.....4-6
- 平成28年度
人間ドック助成事業募集開始!!.....7
- 歯科健診で健康状態をチェック.....10-11
- 入学貸付・修学貸付のご案内.....14



ピッツァ ヤナイノ ジネンジョーラ

ランチバイキング

P12-13

お**維新**ちや

やまぐち in 防長苑

第10回 柳井市
食材「自然薯」

ホームページもご覧ください

<http://www.kyosai-yamaguchi.jp/>

この「共済だより」は再生紙を使用しています

家庭に持ち帰り、ご家族でご覧ください

新年のごあいさつ



理事長 山田 健一

新年明けましておめでとうございます。

組合員及びご家族の皆様には、お健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、平素より共済組合の事業運営にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

近年、わが国は、急激に進む少子高齢化の中で「社会保障・税一体改革」が進められており、その一環として昨年10月には、被用者年金一元化法が施行されました。これにより、共済年金は厚生年金に統一され、共済年金の3階部分（職域年金）は廃止となり、これに代わる新たな「退職等年金給付」が新設され、標準報酬制が導入されました。

一方、本組合の短期給付事業におきましても、医療費の伸びと高齢者医療制度への支援金等の増大による支出の増加により、大変苦しい運営を余儀なくされています。このような中で、第2期特定健診・特定保健指導の更なる普及促進を図るとともに、データヘルス計画の策定・実行により保険者機能の強化に努め、中長期的に医療費増嵩対策に取り組んでまいります。

また、保養所「防長苑」につきましては、組合員及びご家族の皆様にあられる施設としてサービスの向上、新企画のご提案を常に心がけ、運営の見直し・改善に努めてまいりますので、格別のご愛顧を賜りますようよろしくお願いいたします。

今後とも共済事業の円滑な運営と発展のために役職員一同、最善の努力を尽くす所存でございますので、皆様のご支援・ご協力をお願い申し上げます。

結びに、各地方公共団体のご発展と、皆様方のますますのご健勝とご多幸をお祈り申し上げまして、新年のごあいさつとさせていただきます。

謹 賀 新 年

理 事 長 山田 健一（平生町長）
理 事 市川 熙（光市長）
〃 井原健太郎（柳井市長）
〃 豊村 雄二（美祢市職員）
〃 阿武 邦泰（宇部市職員）
〃 末松 晃一（岩国市水道局職員）
監 事 柏原 重海（上関町長）
〃 田中 克典（山口市職員）
学識経験監事 戎本 登
組合会議員 渡辺 純忠（山口市長）
〃 松浦 正人（防府市長）

組合会議員 村田 弘司（美祢市長）
〃 大西 倉雄（長門市長）
〃 椎木 巧（周防大島町長）
〃 長信 正治（田布施町長）
〃 酒井 正樹（柳井市職員）
〃 松本 厚二（下松市職員）
〃 野村 努（周南市上下水道局職員）
〃 藏貫 善之（萩市職員）
〃 坪野 隆之（下関市職員）
〃 大久保弘史（周防大島町職員）
事 務 局 長 平井信治郎 外 職員一同

はじめてみよう！医療費節約

診療を受ける際には、ちょっとした心がけで医療費の節約につながり、より効果的な医療を受けることができるコツがあります。以下の点に注意して、上手に受診しましょう。

● かかりつけ医を持ちましょう

身近な医療機関で継続して診てもらうことにより、医師が病歴、体質、健康状態を把握できるため、より適切な治療等を受けることができます。また、病気の重症化を未然に防ぐことができます。大病院や専門医での入院や検査が必要になる際も、紹介状を作成してもらえます。



● 休日・夜間の受診は控えましょう

休日や夜間等の時間外診療を受けた場合は、別料金が加算されてしまいます。また時間外診療は、緊急に治療を受けなければならない人のためのものです。よって、やむを得ない場合を除き、平日の診療時間内に受診することを心がけましょう。



● 重複受診はやめましょう

同じ疾患で複数の医療機関にかかると、医療機関を変えるごとに初診料がかかります。また、検査や薬の重複により、身体にも悪影響を及ぼす恐れがありますので、むやみに医療機関を変えることはやめましょう。



● 不要な薬をもらわないようにしましょう

複数の医療機関にかかっている場合などは、薬局で入手できる「お薬手帳」を活用したり、服用中の薬を医師や薬剤師に伝えるなどして、薬の重複や飲み合わせについて確認しましょう。不要な薬をもらわないようにすれば、医療費を抑えることにもつながります。



確認しよう！医療の費用 使ってみよう！ジェネリック医薬品

2月に「医療費通知書」と「ジェネリック差額通知書」を配布します。お手元に届きましたら、内容をご確認ください。

■ 医療費通知書

今回は平成27年4月から平成27年9月までの受診分に対する内容をお知らせします。

この通知は、①健康管理意識を高め、医療費の適正化につなげること、②受診日数や医療費、受診医療機関などの情報が正しいかをご確認いただくことを目的に行っています。

受診日数の疑義や受診された覚えのない医療機関の記載等がありましたら、内容を調査しますのでご連絡ください。

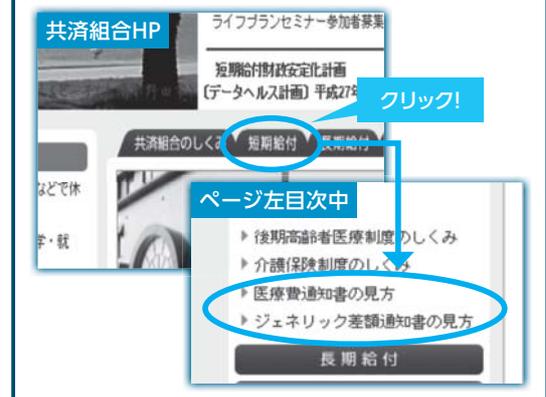
なお「医療費通知書」については、受診された山口県内の医療機関名及び柔道整復師会名等を表示しておりますが、表示することにより特段の不都合(DV被害があり配偶者に所在を知られたくないなど)がある場合は、速やかに共済組合保険課医療係までお申し出ください。

■ ジェネリック差額通知書

今回は、対象疾病に係る診療に対して、平成27年2月から平成27年4月までの期間に処方された医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、安くすることができる差額が最大となる処方月分について、その内容をお知らせします。

ジェネリック医薬品への切り替えによって、組合員の自己負担額を減らすとともに、年々増加する医療費を抑制し、短期給付財政の健全化を図ることを目的に行っています。

「医療費通知書」及び「ジェネリック差額通知書」の詳しい見方については、HPをご覧ください。



お問い合わせ先 保険課 医療係 ☎ 083-925-6142

今年度末退職予定の皆さんへ

～年金に関するお知らせ～

老齢厚生年金の支給開始年齢や請求手続きについては、生年月日などにより異なります。

今回は、年金支給開始年齢や手続き、また、退職後に共済組合へ届出が必要な事項をお知らせします。



老齢厚生年金の支給開始年齢について

●一般職

生年月日	支給開始年齢
昭和30年4月2日 ～ 昭和32年4月1日	62歳
昭和32年4月2日 ～ 昭和34年4月1日	63歳
昭和34年4月2日 ～ 昭和36年4月1日	64歳
昭和36年4月2日以後	65歳



●特定消防組合員

生年月日	支給開始年齢
昭和30年4月2日 ～ 昭和34年4月1日	60歳
昭和34年4月2日 ～ 昭和36年4月1日	61歳
昭和36年4月2日 ～ 昭和38年4月1日	62歳
昭和38年4月2日 ～ 昭和40年4月1日	63歳
昭和40年4月2日 ～ 昭和42年4月1日	64歳
昭和42年4月2日以後	65歳

※特定消防組合員とは？

消防職員で消防司令以下の階級である消防吏員であり、かつ、退職時または60歳時点まで引き続き20年以上当該消防職員として在職されている方になります。今年度末定年退職の方は、在職中に年金の受給権が発生しますので60歳時点で請求手続きを行ってください。



請求手続きについて

- 1 共済組合・日本年金機構等から、支給開始年齢の到達前に「年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)」(以下「請求書」という。)を自宅へ送付します。
- 2 年金受給権発生日(誕生日前日)以降に請求書と必要な添付書類をそろえて、共済組合または年金事務所へ提出します。
なお、書類は、郵送で提出することもできます。

必要な手続きについて

年金請求状況	届出事項	必要な手続き
年金未請求 (待機者)	●年金の受給権が発生するとき	老齢厚生年金の請求が必要となります。自宅へ「請求書」を送付しますので、共済組合または年金事務所へ提出してください。
	●退職後、年金の受給権の発生前に、氏名・住所の変更があるとき	共済組合からのお知らせを正しく行うために届出が必要です。「年金待機者異動報告書」を共済組合へ提出してください。
年金請求済 (年金決定者)	●フルタイム再任用を含む在職中に退職共済年金の請求をされた方が、退職される とき 注)平成27年10月以降に老齢厚生年金を請求された方は不要	すでに決定した年金を改定する必要があります。「退職共済年金改定請求書」等を共済組合事務担当課へ提出してください。
	●氏名・年金受取金融機関を変更するとき	共済組合からのお知らせや送金を正しく行うために届出が必要です。所定の様式(各種変更届 [*])を共済組合または年金事務所へ提出してください。
	●複数の年金の受給権を得たとき	2種類以上の年金の受給権が発生した場合、支給調整が必要な場合があります。「年金受給選択申出書」を年金請求先で提出してください。
	●65歳到達前に、雇用保険失業給付の支給を希望するとき	失業給付を受給した場合、年金支給に調整が必要となります。「老齢厚生年金受給権者支給停止事由該当届」を共済組合へ提出してください。
	●65歳到達前に、各年金法の障害等級(1～3級)に該当する程度の障害状態となったとき	障害等級に該当した場合、障害者特例(定額部分の加算など)を受けることができます。「老齢厚生年金 障害者特例・繰上げ調整額請求書」を共済組合へ提出してください。
	●年金受給権者が死亡したとき	年金受給権の失権や遺族厚生年金を請求していただく必要があります。まず、共済組合へご連絡ください。

※各種変更届が必要な方は、共済組合または年金事務所にご連絡ください。

住所が変わったとき(年金決定者に限ります。)

住所の変更については、住民票の届出をされた場合、住民基本台帳ネットワークにより住所情報が提供されるため、共済組合への届出は不要です。

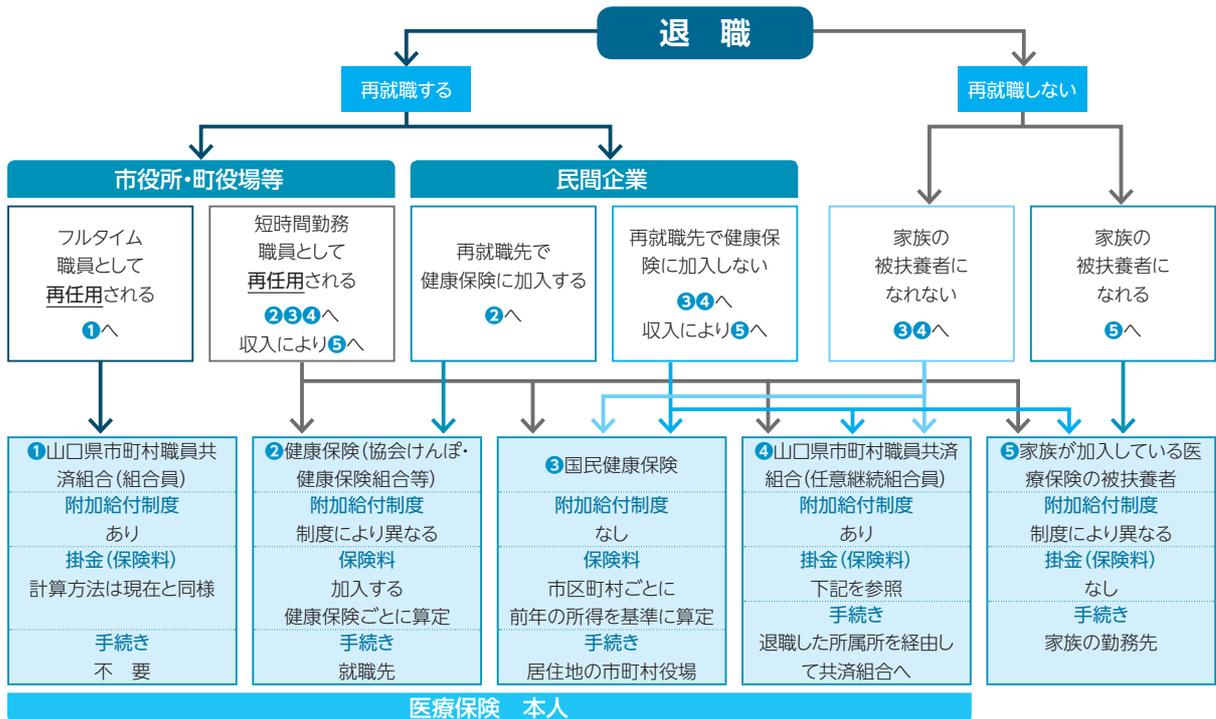
ただし、変更後の住所情報が反映されるまでに2か月程度かかりますので、郵便局で郵便物の転送手続きをしてください。

お問い合わせ先 年金課 ☎ 083-925-6550

～医療保険～

退職後の医療保険制度については、皆さんの状況に応じて手続きが異なります。下図を参考に検討のうえ、自分にとって最適な制度を選択し加入してください。

退職後の医療保険制度



- 短時間勤務職員として再任用された方のうち、現職の職員の3/4以上で勤務する方は協会けんぽに加入することとなります。
- 附加給付制度とは、高額な医療費等の自己負担額を軽減するものです。各保険者が独自で行う給付であり、給付内容については各保険者で異なります。
共済組合では、1か月(同じ月内)に一医療機関ごと(医科・歯科別、入院・外来別)に窓口で支払った医療費に係る自己負担額が25,000円を超えた場合、その超えた額から高額療養費・公費医療給付額を除いた額を附加金として支給する等の給付があります。
- 75歳に達した方、又は65歳以上75歳未満の方のうち、後期高齢者医療広域連合から障害認定を受けた方は、後期高齢者医療の被保険者となります。

任意継続組合員制度

任意継続組合員制度とは、退職日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方が、退職後も共済組合の「短期給付」を受けることを希望する場合、最長で2年間、当該組合の組合員であるものとみなし、別段の定めがあるものを除き、同様の短期給付が受けられる制度です。

① 申請手続き

退職の日から起算して20日を経過する日までに、退職した所属所の共済組合事務担当課を経由して共済組合に届け出てください。

② 掛金

次のA又はBのいずれか低い額に下記の掛金率を乗じた額が、任意継続掛金となります。

A みなし平均標準報酬月額 ※410,000円

B 退職時の標準報酬月額

(ただし、組合員期間が15年以上かつ55歳以上で初めて退職する者は、退職時の標準報酬月額×0.8の額を標準報酬等級表にあてはめた額)

短期掛金率 ※ 102.08/1000

介護掛金率 ※ 11.2/1000(40歳以上65歳未満の者のみ。)

※平成27年度のみなし平均標準報酬月額及び掛金率です。平成28年度は変更されることがあります。

お問い合わせ先 保険課 資格係 ☎ 083-925-6142

～その他退職の際に必要な手続き～ (所属所の共済組合事務担当課で手続きをしてください。)

- 1 組合員資格喪失届書の提出 ●「組合員証」(「組合員被扶養者証」等も含む。)を添付してください。
- 2 共済貯金の解約 ●共済貯金をご利用の方は、退職されますと共済貯金に加入(継続)することはできません。
●「積立貯金加入・変更・解約申込書」(様式第1号の1)を提出し、解約手続きをしてください。
- 3 貸付けの償還 ●貸付けをご利用の方は、退職時に全額償還となります。
●償還方法(3月末退職の場合)
①3月末までに、貸付残高の振込みを行う。) どちらかを選択し、3月初旬までにお申し出ください。
②退職手当から、貸付残高を控除する。

詳しくは、山口県市町村職員共済組合ホームページ「こんなとき、こんな手続き」の中の「退職したとき」をご覧ください。

平成
28年度

人間ドック助成事業 募集開始!!

1月上旬から平成28年度の人間ドック助成事業の募集を開始します。各所属所の共済組合事務担当課の指示に従い、期日までに申込書をご提出ください(期日は、所属所によって異なります。)

事業の内容

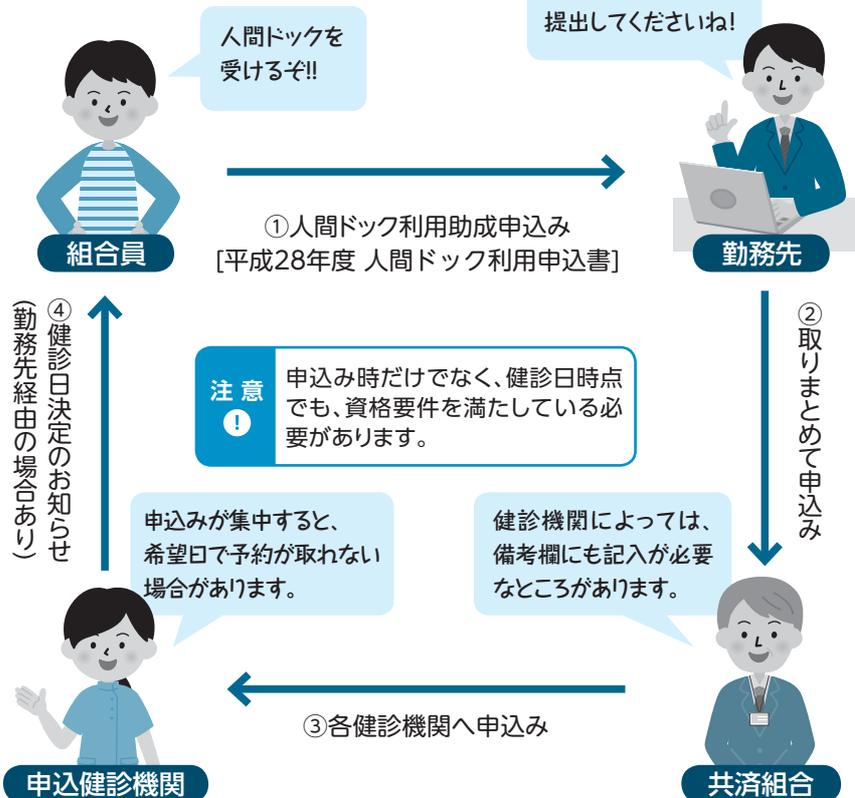
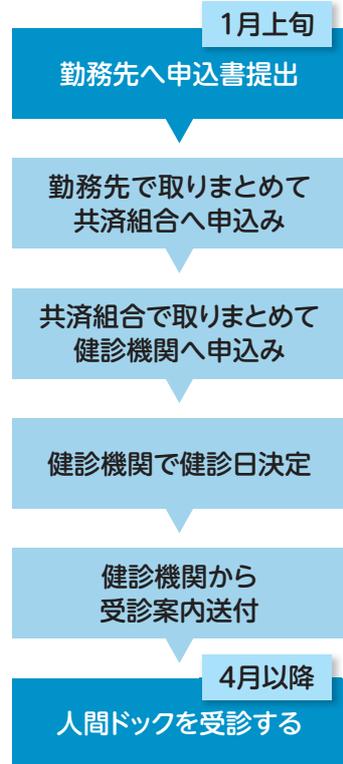
下記の対象者が、共済組合の指定する健診機関で人間ドックを受診したとき、その費用のうち一定額を助成します。



助成対象者

以下の条件すべてを満たしている者

- ① 平成29年3月末時点で30歳以上である、組合員と被扶養配偶者
ただし、1泊2日ドックは40歳以上の組合員であることが条件となります。
- ② 人間ドック利用申込書を提出している者
- ③ 受診日当日、共済組合の組合員または被扶養者の資格がある者



注意事項

利用や申込みに関する注意事項については、後日配布される「平成28年度人間ドック料金等一覧表」をご覧ください。

お問い合わせ先 保険課 健康推進係 ☎ 083-925-6142

ご協力ありがとうございました



短期財政の安定した運営を図るために、被扶養者の適正な資格審査は不可欠となっています。よって、当共済組合においても、被扶養者の認定基準を設け、公平・公正な資格事務に努めています。

昨夏実施した被扶養者の資格調査において、「被扶養者の収入を把握していなかった」等の理由により、被扶養者の資格が取消となった事例が多くみられました。それに伴い、遡及して取消となった期間に医療機関等で受診された医療費のうち、窓口負担分を除いた共済組合負担分及び附加給付等を遡って返還していただいた事例もありました。

被扶養者の収入要件について、いま一度確認いただき、常に収入状況を把握すると共に、適正な被扶養者認定にご協力いただきますようお願いいたします。

・認定基準額

年額 130万円

※ただし、その者の所得の全部もしくは一部が公的年金等のうち障害を支給事由とする給付に係る所得である場合又は60歳以上の者であってその者の所得の全部もしくは一部が公的年金等に係る所得である場合は、認定基準額が年額180万円になります。

◆月額の考え方(月額基準額)…認定基準額÷12月(130万円の場合108,334円)

◆日額の考え方(日額基準額)…認定基準額÷12月÷30日(130万円の場合3,612円)

※複数の種類の所得がある場合は、月額基準額、日額基準額は変動します。

認定基準額以上の所得がある者は、「主として組合員の収入により生計を維持する者」に該当しないため、被扶養者として取扱いません。

・被扶養者認定上の所得の取扱い

- ◆所得税法上の「所得」とは異なります。
- ◆被扶養者の要件を備えた日から将来にわたって恒常的に取得できると見込まれる、以下の所得の年間の収入総額です。
- ◆暦年(1月から12月)や年度単位で期間を限定しているものではありません。

・被扶養者認定上の所得の種類

<給与所得>

給料・賞与・手当・賃金等の総支給額(所得控除前の額)から通勤手当の非課税分を除いた額

- ◆3か月連続で月額基準額以上となる場合は、認定基準額以上の所得がある者として取扱います。

<農業・事業・不動産所得>

農業、事業から生じる収入及び土地、家屋等の賃貸による収入の総収入金額から被扶養者認定上認められた経費(所得税法上の経費とは異なり共済組合が認めた経費)を控除した額

<年金所得>

各種年金(遺族年金や障害年金等の税法上非課税の年金を含む。)、恩給等の証書等に記載された決定年金額

※企業年金は所得に含みますが、個人年金は含みません。

<利子所得>

預貯金利息、株式配当金、有価証券利息等

<その他の所得>

雇用保険法に基づく失業給付、社会保険各法に基づく休業給付金等

- ◆失業給付の基本日額及び休業給付金等の給付日額が3,612円以上の給付金を受給する場合は、その受給期間中は認定基準額以上の所得がある者として取扱います。

<組合において上記に準じる所得と認定した収入>

株式譲渡所得等

お問い合わせ先 所属所の共済組合事務担当課または
保険課 資格係 ☎ 083-925-6142

お維新ちゃ

やまぐち in 防長苑

第10回

柳井市

「お維新ちゃ!やまぐち」は、山口県下の市町のおいしい食材を防長苑の調理師がさらにおいしく調理して、防長苑で提供することで市町の農水産業を応援していこうという企画です。

さて、今回お邪魔するのは、柳井市!自然薯を紹介していただきました。

皆さん、自然薯と聞いて何を思い浮かべますか?ネバナバ?山奥に苦勞して採りに行く?私は舌がシビレルです(泣)しかし、今回も違いますよ!自然薯生産者の研究で、味の違いはもとより風味(アク)のあり方まで変幻自在!それでは今回も楽しくスタートです!(*´▽`*)ノ

柳井市商工観光課の廣長 志優さん(右)
自然薯生産者の政田 健太郎さん(左)



▲自然薯畑

実は、自然薯栽培関係者の間で、柳井市は有名な地なんです。というのも柳井市は自然薯栽培発祥の地なんです!!

自然薯は、元々山に自生し、数が少なく掘り取るのが大変なため、希少価値が高い山菜でした。約50年前、柳井市の故・政田敏雄氏が200箇所以上の山に入り、調査・実験を繰り返す、ついに山の環境を畑につくることのできるクレパーパイプを開発。

幻の山菜だった自然薯の安定栽培に成功し、一般の方も手軽に入手できるようになりました。その方法を開発者自らが全国に広め、現在では、全国各地で自然薯栽培が行われています。

自然薯は、粘りが強く、すりおろした自然薯が入った器を逆さにしてもこぼれないほどです。栄養価も非常に高く健康維持にもバッチリ!

自然薯栽培発祥の地、柳井市のぶちうま「自然薯」をぜひご賞味ください!

こちらのお料理は1月～2月の間、
実際に防長苑でお出しています!

新着情報のれすとらん
旬花をポチッとね!

防長苑

検索



▲自然薯醤油饅頭

● 自然薯醤油饅頭 材料 5～6個 ●

自然薯 35g 砂糖 70g 上新粉 50g

甘露醤油 2.5cc つぶあん 100g

①自然薯のひげを焼き、皮ごとすりおろして醤油を混ぜる。

②砂糖と上新粉を混ぜ合わせる。

③②に①を入れ練り込み生地にする。

④つぶあんを適当な大きさに丸め、③で包み込む。

⑤蒸し器で25～30分蒸しあげる。



和食調理師
後藤 智数

柳井市の有名な醤油と相性の良い
自然薯の蒸し饅頭を作りました。

自然薯と他の野菜とのコラボです!
宴会などで提供できますので、ぜひ、
ご相談ください!

カレーピラフとホワイト
ソースが自然薯と美味
しい調和を生み出して
います!



▲自然薯生春巻き



▲自然薯クリームドリアと自然薯のふわとろキッシュ

フェアメニュー



▲自然薯の目玉焼き

ランチバイキングメニュー

申し訳ありません。(・×)
うまく文字で伝えられない
新食感のデザートです。
とにかく1回御賞味を(笑)

募集告知

わが市、わが町の食材をお雑新ちゃ!で紹介したい!
そんなときは、共済組合まで気軽にご連絡ください。

特典

県内外から防長苑にお越しになられる方に食材
(自治体)のアピールができます(笑)

お問い合わせ先

食材に関すること 柳井市 商工観光課

☎0820-22-2111

料理に関すること 防長苑

☎083-922-3555

企画に関すること 共済組合 福祉課 施設係

☎083-925-6551

遠方の方もたまには山口市にドライブ🚗でもいか
がでしょうか?

防長苑が養蜂家から直接仕入れて作った「純はち
みつのなめらかプリン」でお待ちしております。

Beechan 防長苑のスイーツで
ゆったりとした午後のひととき

1F 自然薯のれすとらん旬花
14:30-17:00 **ティートタイム営業中**

Sweets & Coffee

ワンプレートスイーツ 600円
とろろアイス 400円

コーヒー 400円
ソフトドリンク各種

はちみつ香るやさしいプリン

自然豊かな山口の自然で採れる一匹加工のない、
生きた「純はちみつ」だけを
日陰に作ったプリンです。
季節で変わる花蜜をお楽しみ
ください。

山口市産 純はちみつ
なめらかプリン 230円

入学貸付・修学貸付のご案内

申込締切
毎月20日

貸付金交付
翌月25日

貸付利率 2.66% (変動性)

組合員、被扶養者及び組合員の子の入学や在学中に必要な費用の貸付けを行っています。

入学時のみの貸付です！

修学期間中、年度ごとの貸付です！

区 分	入学貸付	修学貸付
対 象 と なる学校	<ul style="list-style-type: none"> ● 国内の学校…学校教育法に規定する高等学校、大学、高等専門学校、各種学校、中等教育学校の後期課程 ● 外国の学校…正規の教育課程の修業年限が1年以上あり、修学するコースの修業年限が3か月以上であるもの 	
対 象 と なる費用	入学に伴う入学金・授業料・住宅賃貸料など (修学貸付申込分を除く。)	修学に伴う授業料・住宅賃貸料など (入学貸付申込分を除く。)
貸 付 限 度 額	給料の6月分(最高200万円)	<ul style="list-style-type: none"> ● 1学年ごとに年間180万円(15万円×12月) ● 年度途中からの申込みは、15万円×貸付申込締切日の翌月から年度末までの月数 ※ 1月20日から3月20日締切申込分は、180万円。4月20日締切申込分は、165万円(15万円×11月)
申込時期	合格通知書を受取った時から入学する月までの間	毎月(貸付額については、上段に注意)
申込書に 添付する 書 類	<ul style="list-style-type: none"> ● 合格通知書又は入学許可書 ● 入学案内書(入学金・授業料が確認できるもの) ● 賃貸契約書(家賃分を申込み時のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 入学許可書(入学前の申込みの時)又は在学証明書 ● 入学案内書等(入学金・授業料が確認できるもの) ● 賃貸契約書(家賃分を申込み時のみ)
償還方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 貸付けの翌月から、元利均等償還 ● 「毎月償還」と「毎月・賞与償還併用」を選択(後から変更はできません。) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 貸付けの翌月から、修学中は利息のみ償還(元金据置) ● 卒業予定年月の翌月から、元利均等償還* ● 「毎月償還」と「毎月・賞与償還併用」を選択(同一事由による借増の場合は、最終貸付申込時に選択した方法で元利均等償還。後から変更はできません。) ※ 留年等による元金据置期間の延長はしません。退学等した場合は、元利均等償還開始となります。

平成28年4月に2年制の学校に入学し、貸付けを利用した時の例

平成28年4月入学

入学貸付

150万円

※入学月を過ぎると申込不可能

150万円の元金・利息償還開始

平成28年4月入学

平成29年4月進級

平成30年3月卒業

修学貸付

1年次分貸付申込
160万円

2年次分貸付申込
100万円

卒業予定年月の翌月から
元利均等償還

160万円の利息償還

260万円の利息償還

260万円の元金・利息償還

お問い合わせ先 福祉課 福祉係 ☎ 083-925-6551

普通貸付・住宅貸付もご利用ください!!

普通貸付 組合員さんが使用される

- 自動車を購入したい
- 電気製品、家具が壊れたので買い替えたい
- トイレ・風呂場など住宅の簡易な改修をしたい etc.

住宅貸付 組合員さんが住まれる住宅を

- 新築したい
- 中古住宅・土地を購入したい
- リフォームしたい etc.

抵当権の
設定不要

貸付利率	2.66% (変動性)
貸付限度額	(普通貸付) 給料の6月分 (最高200万円) (住宅貸付) 組合員期間に応じて、最高1,800万円
償還方法	「毎月償還」と「毎月・賞与併用償還」を選択
償還額・償還回数	借入れ額、償還方法によって変わります。 例) ・普通貸付で、200万円借入れ、毎月償還の場合 毎月の償還額 19,000円、償還回数 120回 ・住宅貸付で、1,000万円借入れ、毎月償還の場合 毎月の償還額 48,605円、償還回数 275回



詳しくは、共済組合ホームページまたは共済組合福祉課までお問い合わせください。

今年、共済貯金に

TRY しませんか。

利率
0.9%
(半年複利)

申し込み手続き → 所属所の共済組合事務担当課へ

(ご案内は共済だより4月号または共済組合ホームページへ)



払戻し(月2回)

- 15日送金(前月末受付)
- 末日送金(当月15日受付)



毎月の積立は給料から控除
余裕があるときは臨時積立もできます
(専用振込用紙を山銀へ→手数料無料)



お問い合わせ先 福祉課 福祉係 ☎ 083-925-6551

冬の組合員謝恩企画

共済組合が発行する
宿泊利用
助成券
と併用できます！

ウィンター キャンペーン

平成27年12月23日(水)～平成28年1月31日(日)

上記期間中にお電話または東京グリーンパレスホームページよりインターネット宿泊予約をいただいた組合員様へ

下記クーポンをご持参いただきますと

お一人様ご一泊 **1,000円割引** いたします！

キャンペーン対象のお客様は、指定都市・市町村・都市職員共済組合の組合員・年金受給者及びそのご家族様です。
チェックインの際、証明書（組合員証等）をご呈示ください。

東京グリーンパレスのホームページ内に掲載されてる組合員様の宿泊プランならばどのプランでも上記キャンペーンの対象となります。



インターネット予約方法

●まず、東京グリーンパレス公式ホームページをご覧ください。

<http://www.tokyogp.com>

●トップページの「組合員様のご予約はこちらから」をクリックしてください。

組合員様のご予約はこちらから

●プラン一覧より【組合員限定】●●●プランをご選択頂き、お申し込み手続きをしてください。
(初回のお申し込み時はユーザー登録が必要です。)

ここから切り取って利用当日チェックインの際にフロント係にお渡しください。

キ リ ト リ 線



東京グリーンパレス

全国市町村職員共済組合連合会

〒102-0084 東京都千代田区二番町2番地

TEL. 03(5210)4600

FAX. 03(5210)4644

<http://www.tokyogp.com>

冬の組合員謝恩企画

ウィンター キャンペーン

有効期間 平成27年12月23日(水)～平成28年1月31日(日)

お一人様
¥1,000

宿泊割引クーポン

<キャンペーンの対象となるお客様> 以下すべての条件を満たした方

- 指定都市・市町村・都市職員共済組合の組合員・年金受給者及びそのご家族様
※チェックインの際、証明書（組合員証等）をご呈示ください。
- 東京グリーンパレスに直接電話またはインターネットでご予約をいただいた方
※当ホテルホームページ以外からのご予約の場合はご利用いただけません。
- 本券に必要事項をご記入の上、ご持参いただいた方
※本券を切り取り、宿泊者ご本人が当日チェックインの際、フロント係にお渡しください。

以下の必要事項をご記入ください。

組合員等 氏名				様
組合員 勤務先				

ホテル記入欄

チェックイン日 / () 部屋番号

割引額 ¥1,000 × 名様 × 泊 = ¥

「遺族サポートプラン」退職後制度のご案内

①「遺族サポートロング」等について

①退職後制度の概要

保障内容	退職後制度
万一(死亡・高度障害)に備えて	遺族サポートロング ●69歳まで継続可能
病気・ケガ(災害)に備えて	医療保障保険 ●遺族サポートロング加入で69歳まで継続可能
三大疾病に備えて	総合医療サポート^{*1} ●遺族サポートロング加入で69歳まで継続可能
	重病克服支援プラン ●現職中に特約を付加することにより、7大疾病および上皮内新生物も保障 ●遺族サポートロング加入で69歳まで継続可能

69歳

②退職後制度の特長

- (1)遺族サポートロングに加入することにより、**退職後69歳まで継続可能^{*2}**です。
- (2)生存給付^{*3}も併せて継続可能となります。
- (3)退職後も配当金^{*4}を受け取れます。

③退職後継続の流れ(平成28年3月末退職の場合)



②「一時払退職後プラン」について

在職中

「遺族サポートプラン」ご加入者



退職後

「一時払退職後プラン」加入可能

- 「一時払退職後プラン」は、在職中に「遺族サポートプラン」に加入されていた方が退職後に加入していただける制度です。
- 「一時払退職後プラン」の制度内容につきましては、制度推進員が各所属を訪問し、個別説明を行う予定です。
- 詳細は退職後制度ご案内時に別途配布するパンフレットをご参照ください。

※1 総合医療サポートは、集団扱無配当医療保険(生命保険部分)と医療保険(損害保険部分)をセットしたものです。生命保険部分と損害保険部分ではお支払いの対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合等が異なる場合があります。それぞれの保障内容、保険料等の詳細はパンフレットをご参照ください。

※2 定年退職・早期退職ともに退職後継続可能です。

※3 生存給付:医療保障保険・総合医療サポート・重病克服支援プラン

※4 遺族サポートロング、医療保障保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いする仕組みとなっています。総合医療サポート、重病克服支援プランには配当金はありません。

注) 年齢は保険年齢です。保険年齢は、満年齢を基に1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

(例) 保険年齢61歳=平成28年3月1日現在満60歳6ヵ月を超え満61歳6ヵ月まで

※それぞれの保障内容、保険料等の詳細はパンフレットをご覧ください。
 MY-A-15-他-007328 MYG-A-15-LF-617

防長苑からのお知らせ

記念券、割引券の有効期限について

① 防長苑開設55周年記念券

一泊朝食付き無料券、二食付の場合は割引券として利用できます。



② 防長苑 遠く得割引券

ご宿泊時、所属所から防長苑までの距離に応じて利用料金から割引されます。

一昨年10月にお配りしました『防長苑開設55周年記念券』、昨年10月から宿泊利用助成券と合わせて発行しております『防長苑 遠く得割引券』はいずれも有効期限が3月31日までとなっております。期限近くになりますと大変混み合いますので、お早目にご利用くださいますようお願いいたします。

なお、『防長苑開設55周年記念券』を紛失された方は再発行いたしますので、防長苑までご連絡ください。

毎月26日は 防長苑「風呂の目」です。



共済組合員とその被扶養者限定で入浴料を無料とさせていただきます。

フロントにて受付をお願いいたします。

受付の際には組合員証、被扶養者証をご提示ください。

※タオルはご持参ください。



共済貯金送金スケジュール

	共済組合締切日(必着)	送金日
払戻し	1月15日(金)	1月29日(金)
	1月29日(金)	2月15日(月)
	2月15日(月)	2月29日(月)
	2月29日(月)	3月15日(火)
解約	1月 8日(金)	1月29日(金)
	2月10日(水)	2月29日(月)

防長苑の
イベント
(1・2・3月)

- 新年会プラン 1月3日(日)～1月31日(日)
- 冬のバイキング
2月5日(金)～2月27日(土) 日曜日休み
- フランス料理の夕べ
3月6日(日)～3月8日(火)



謹んで新年のお慶びを申し上げます。

旧年中は防長苑をご愛顧いただき心よりお礼申し上げます。
 本年も組合員の皆様の施設として、喜んでいただけますよう、
 ゆったり温泉、美味しいお料理、そして笑顔でお待ちしております。
 変わらぬご厚情を賜りますようお願い申し上げます。



防長苑スタッフ一同

イベント告知

防長苑開設55周年記念券、遠く得割引券はご宿泊時にご利用ください。
 結婚祝／勤続25年防長苑優待助成券はご宿泊以外の各種イベントにも
 ご利用いただけます。

あったか空間 2016 防長苑冬のバイキング

和食・洋食の調理師ができたてをご提供するライブ
 ステージをはじめ、和洋中各種バイキングとフリー
 ドリンクでお楽しみください。

2016年2月5日(金)～27日(土) ※毎週日曜日をのぞく
 18:00～20:45 (ドリンクオーダー20:30)



おひとりさま料金

おとな	中高生	2,000円
	小学生	1,500円
	幼児 (3歳以上)	500円
4,000円		

宿泊優待もごさいます

(1泊朝食付：月曜～木曜3,500円／金土祝前日5,000円)
 ※定員利用の場合、シングルユースは追加料金となります。

フランス料理の夕べ ～ la soirée de la cuisine Française ～

新たなステージへの旅立ちのお祝いや、大切な人との
 記念日のお祝いなど、思い出のシーンを防長苑の
 フレンチでどうぞ。

2016年3月6日(日)・7日(月)・8日(火)
 18:30開宴 防長苑2Fにて



おひとりさま料金

創作フランス料理

7,000円 (ソフトドリンク付)

宿泊優待もごさいます 1泊朝食付 3,500円

※定員利用の場合、シングルユースは追加料金となります。

旬のぜいたく 防長苑のふく料理

○ご宿泊プラン

(1泊2食おひとりさま料金)

ふくを満喫

「ふくフルコース」………**18,000円**

部屋食でふくも他の料理も堪能

「ふく会席」………**13,000円**

食事処でお手軽に

「ふく御膳」………**8,000円**

○ふくさしふくちりセット

防長苑利用割引優待券や勤続25周年券
 が使用できます。

3～4人前

ふくさし、ふくあら、ふく皮、ふく
 ひれ、長門柚子吉、ポン酢、あ
 さつき、だし昆布、もみじおろし

フル便宅配料込 **15,000円**



※5日前までにご予約ください。まずはお電話にて。
 詳細はチラシ、HPをご覧ください。



やまぐち湯田温泉

防長苑

ご予約・お問合わせ

083-922-3555

www.bochoen.jp 山口市熊野町4-29

facebook 「やまぐち湯田温泉防長苑」
<http://www.facebook.com/bochoen>

twitter 「料理長のつぶやき」
<http://www.twitter.com/Bochoen>